

告示

埼玉県告示第四十二号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路として次のとおり指定した。

令和五年一月十七日

埼玉県知事 大野 元裕

道路の種類	路線名	区間
県道	本庄停車場線	埼玉県本庄市銀座町一丁目四〇五〇番六地 先から 埼玉県本庄市銀座町二丁目四一〇二番八地 先まで